

〔23〕建築物省エネ法

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づき、①建築物のエネルギー消費性能適合性判定（省エネ適合性判定）が必要になります。

また、任意で②建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（性能向上計画認定）の認定を受けることが出来ます。

それぞれの概要を下表に示します。

区分	①省エネ適合性判定	②性能向上計画認定
施行日	H29. 4. 1	H28. 4. 1
対象行為	新築、増築、改築	新築、増築、改築、修繕、模様替、設備設置、設備改修
対象規模用途	10 ㎡超の住宅、非住宅	住宅、非住宅（部分認定有）
提出時期	工事着手前	
主なメリット	—	省エネ性能向上化に資する部分の容積率不算入（10%を限度）
基準	省エネ基準	誘導基準 (省エネ基準より高い水準の基準)

詳しくはこちらをご覧ください。

「名古屋市:建築物省エネ法について(事業向け情報)」
<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000122872.html>